

第 6 編 財務(大月都留広域事務組合行政財産使用料条例)

第 3 章 使用料・手数料

○大月都留広域事務組合行政財産使用料条例

(平成 12 年 3 月 3 日条例第 3 号)

改正 令和元年 8 月 29 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 225 条の規定に基づく大月都留広域事務組合の行政財産の使用料について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第 2 条 行政財産を使用しようとする者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、消費税法施行令(昭和 63 年政令第 360 号)第 8 条に規定する土地の貸付けに係る期間が 1 月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合並びに建物が使用される場合は、当該行政財産の使用料に消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税の額及び地方消費税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の額に相当する額を加えて得た額(その額に 1 円未満端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 3 条 組合長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体その他公共団体が公用又は公共用として使用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合
- (3) その他組合長が特別の事由があると認めたとき。

(使用料の徴収方法)

第 4 条 使用料は、許可の際に徴収する。ただし、組合長が特別の事由があると認めるときは、納期を指定して徴収することができる。

(還付)

第 5 条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、組合長が特別の事由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 8 月 29 日条例第 2 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

行政財産の種類	使用目的の区分	使用料の額(年額)	備 考
土 地	1 電柱その他にこれに類するものを設置する目的で使用するとき。	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)の別表に掲げる額	1 使用面積に1平方メートル未満の端数があるとき、又は使用面積が1平方メートル未満であるときは、その端数面積又はその全面積は、1平方メートルとする。 2 使用の長さに1メートル未満の端数があるとき、又は使用の全長が1メートル未満であるときは、その端数の長さ又はその全長は、1メートルとする。 3 使用期間に1年若しくは1月に満たない期間があるとき、又は使用期間が1年若しくは1月に満たないときは、その端数の期間又はその全期間は、月割又は日割計算により算定する。
	2 ガス管、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するとき。	1メートル当たり80円	
	3 1及び2の目的以外の目的で使用するとき。	当該土地の1平方メートル当たりの価格に使用面積を乗じて得た額の100分の4相当額	
建 物		建物の1平方メートル当たりの価格に使用面積を乗じて得た額の100分の8相当額	